

『令和8年度
下呂市木造住宅除却工事費補助事業』のご案内



©岐阜県

申込期限 令和8年11月末日

下 呂 市

1. 補助制度の内容

この制度は、地震に強い安全なまちづくりを目指すために、下呂市木造住宅耐震診断を受診した結果、耐震性が低いと判定された木造住宅の除却工事を行う市民に対し、国・市がその費用の一部を支援するものです。

2. 対象となる住宅

- (1) 対象建築物の所有者等が行う事業であること。
 - (2) 対象建築物の所有者等は市税等を滞納していないこと。
 - (3) 次のいずれかに該当する木造住宅の除却工事であること。
 - ア 下呂市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成 20 年下呂市告示第 101 号）による耐震診断を実施した結果、上部構造評点が 1.0 未満とされた木造住宅で現に居住しているもの。
 - イ 対象建築物の所有者等が「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、倒壊の危険性があると判断できること。
 - (4) 現に居住している住宅であること。
 - (5) 併用住宅の場合は過半が住宅であること。
-

3. 対象となる除却工事

- ① 市内に住所を有し事業を行う事業者又は市内で事業を行う個人事業者（市内に住民登録がある個人）が行う除却工事

【留意事項】

・法律により解体工事を請負うことのできる事業者または個人事業者に限ります。

4. 補助金の額（1戸当たり）

補助対象事業費	補助率	補助限度額
364.4万円または実際の除却工事費用のうち、いずれか少ない額	23%以内	最高 83.8万円

注1) 補助の対象となるのは耐震診断を行った棟のみです。附属棟等は補助対象外となりますのでご注意ください。

注2) 補助対象事業費が上記限度額を上回った場合、上回った部分については自己負担となります。

5. 助成を受けられる方（補助対象者）

次の各要件を満たす方が補助の対象者となります。

- ① 対象となる木造住宅にお住いの所有者個人（特段の理由により所有者が実施できない場合は市長が認めた方）
- ② 市税等の滞納がない方

6. 注意事項

- ・ 工事契約は事業実施計画承諾書を受理したあとに行ってください。承諾書交付前に契約された工事は補助が受けられません。

7. 助成の申請手続き

① 除却工事の相談

下呂市役所住宅対策課窓口で除却補助の相談を受付けています。
補助対象になるかどうかや、補助申請手続きの説明を行っていますので、お気軽に相談ください。

【留意事項】

- ◆下呂市木造住宅無料耐震診断を受診済の方は耐震診断結果報告書を持参ください。

② 住宅対策課からの情報提供

除却工事費補助事業の手続き書類をお渡しします。

【留意事項】

- ◆現に居住している住宅に限ります。

③ 施工業者への見積依頼

除却工事を行う施工業者へ工事費の見積を依頼してください。

【留意事項】

- ◆施工業者は市内に住所を有し事業を営む事業所又は市内で事業を営む個人事業者（市内に住民登録がある個人）に限ります。
- ◆次の費用は補助対象外となります。
 - ・耐震診断を行っていない別棟等の除却工事費

【留意事項】 ※施工業者様

- ◆見積書作成について
 - ・見積書の宛名は建物所有者（＝補助申請者）となるよう作成ください。
 - ・可能な限り「一式」とならないよう、工種別の細目表記をお願いします。
 - ・消費税相当額が含まれるか・いないかの表示をお願いします。
- その他ご不明な点は下呂市役所市民生活部住宅対策課へお問い合わせください。

④ 除却工事費見積書の受取り

見積を依頼した施工予定業者から、見積書の内容について説明を受けてください。

【留意事項】

- ◆不明な点は十分に説明を受け、内容について承諾されることが必要です。

【留意事項】 ※施工業者様

- ◆見積書作成について
 - ・見積書の宛名は建物所有者（＝補助申請者）となるよう作成ください。
 - ・可能な限り「一式」とならないよう、工種別の細目表記をお願いします。
 - ・消費税相当額が含まれるか・いないかの表示をお願いします。
- その他ご不明な点は下呂市役所市民生活部住宅対策課へお問い合わせください。

⑤ 事業実施計画書の提出

住宅対策課に『事業実施計画書』（様式第1号）を提出してください。

【留意事項】

- ◆ 「事業実施計画書」には下記の書類を必ず添付してください。
 - ・ 事業計画書（別紙7）
 - ・ 耐震診断書の写し（現況図面含む）
 - ・ 除却工事の「内訳書」の写し（積算内訳が確認できるもの）
 - ・ 施工業者のわかるものの写し（市内業者であることがわかるもの、解体業等の許可証等の写し）
 - ・ 所有者のわかるものの写し（登記済証、納税義務者証明書等）
 - ・ 現に居住していることがわかるもの（住民票）
 - ・ 納税証明書（完納証明書）
 - ・ 付近見取り図
 - ・ 建物外観写真
 - ・ その他市が必要と認める書類

⑥ 事業実施計画承諾書の送付

事業実施計画書の内容確認後、適当と認められた場合は『事業実施計画承諾書』を送付します。

【留意事項】

- ◆ 交付申請書の内容確認に数日を要します。ご了承ください。
- ◆ 必要に応じて申請者様等へ問合せ・現地調査を行う場合があります。ご協力をお願いします。
- ◆ 内容によっては補助対象外となる場合があります。

⑦ 除却工事の契約

除却工事を行う施工業者と契約を行いましょう。

⑧ 除却工事の実施

除却工事を行います。

【留意事項】

- ◆ 現場記録のため写真撮影をしてください。
- ◆ 工事内容を変更・中止する場合には届出をしてください。

【留意事項】※施工業者様

- ◆ 現場記録のための写真撮影してください。
- ◆ 解体時に必要な法的手続きを行ってください。

⑨ 除却工事の完了

工事が完了したら、施工業者より除却工事に係る資料を受取ってください。

【留意事項】※施工業者様

- ◆工事中及び完成後の写真を依頼者へ提出ください。
- ◆解体時に必要な法的書類等の写しを依頼者へ提出ください。

⑩ 除却工事費の支払い

工事費について施工業者へ支払を行います。

【留意事項】

- ◆除却工事費については補助額を含む全額（契約額）を業者にお支払ください。
- ◆領収書を受領してください。（支払者＝補助申請者＝住宅所有者となります）
- ◆口座振込の場合は振込通知書を保管ください。

⑪ 事業完了報告書・補助金交付申請書の提出

住宅対策課へ『事業完了報告書』（様式第8号）、『補助金交付申請書』（様式第9号）を令和9年1月末日までに提出してください。

【留意事項】

- ◆「工事完了報告書」には次の書類添付が必要です。
 - ・事業実施報告書（別紙7）
 - ・除却工事精算内訳書の写し
 - ・除却工事契約書の写し
 - ・除却工事の実施内容が確認できる写真
 - ・外観写真（除却前・除却後）
 - ・振込通知書の写し（領収書の写し）
 - ・その他必要と認める書類
- ◆印鑑は耐震補強工事実施計画書に使用したものと同じものを使用してください。

⑫ 工事完了検査

住宅対策課において、工事完了検査を行います。

【留意事項】

- ◆工事完了検査は住宅対策課職員が行います。

⑬ 補助金確定通知

検査後、適当と認められた場合『補助金交付決定通知書』を送付します。

⑭ 請求書の提出、補助金の交付

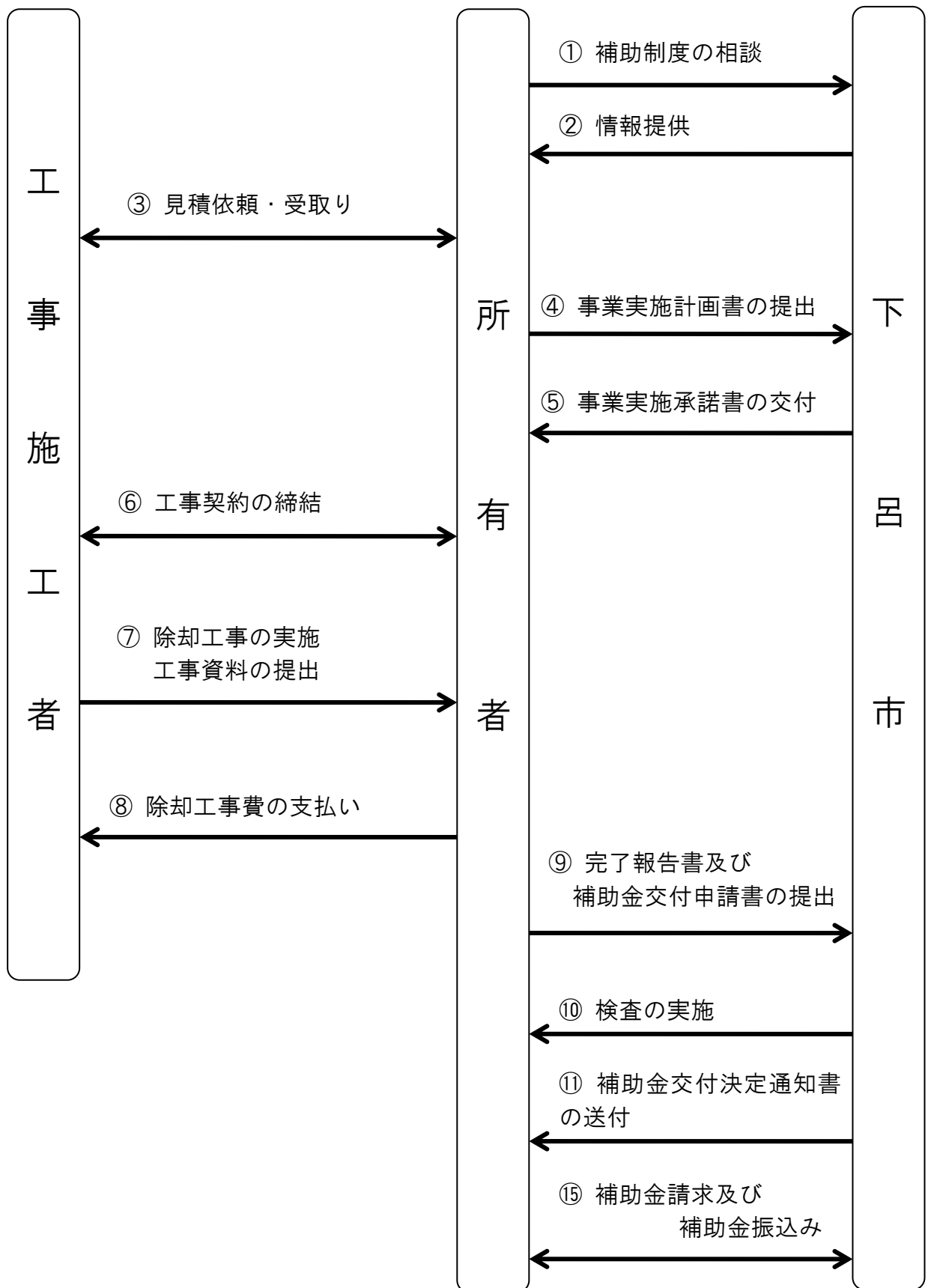
『補助金交付請求書』（様式第11号）を提出ください。

あなたの口座へ補助金が振り込まれます。

【留意事項】

- ◆印鑑は補助申請手続きに使用したものと同じものを使用してください。
- ◆請求書が提出されてから補助金が振り込まれるまでに、日数を要する場合がありますので、ご了承ください。

除却工事費補助事業の流れ

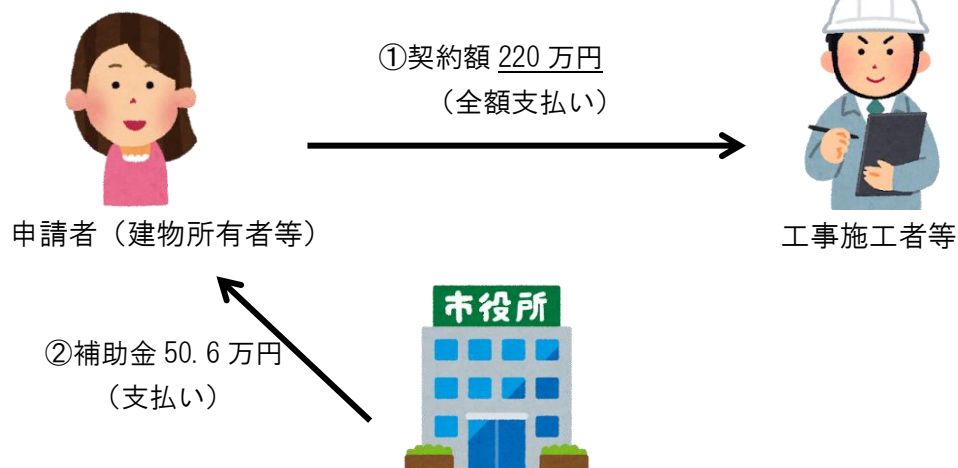


8. 補助金の代理受領手続き

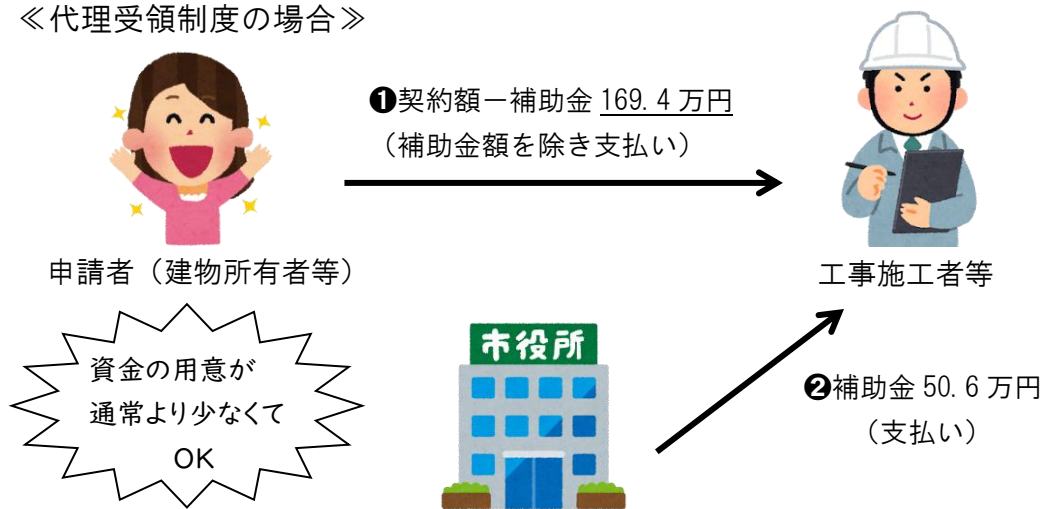
補助金代理受領制度を利用することができます。
代理受領の場合、施工業者へのお支払金額は、補助金を差し引いた金額となりますので、通常よりも資金を少額に抑えることができます。

【例】 契約額 220 万円（補助対象工事費 50.6 万円） 補助金 50 万円の場合

《通常の場合》



《代理受領制度の場合》



① 代理受領申請書の提出

『代理受領申請書』（様式第1号）を提出ください。

② 代理受領申請承認通知書の送付

申請書の内容確認後、『代理受領申請承認通知書』を送付します。

【留意事項】

- ◆ 代理受領申請書の内容確認に数日を要します。ご了承ください。
- ◆ 代理受領承認通知書交付に代理受領申請書の内容変更又は取止めする場合は速やかに住宅対策課までご相談ください。
⇒内容変更の場合：代理受領変更届
取止めの場合：代理受領申請取下届 の提出が必要となります。

..... 除却工事完了後

③ 工事費の支払い

補助金額を差し引いた除却工事費を施工業者へ支払ってください。

【留意事項】

- ◆ 契約額から補助金交付決定額を差し引いて業者にお支払ください。
- ◆ 領収書を受領してください。

..... 完了報告書提出・交付決定通知書受領後

④ 代理受領に係る委任状の提出

(市より補助金交付決定通知書の通知を受けた後)『代理受領に係る委任状』（様式第6号）を提出してください。

【留意事項】

- ◆ 『代理受領に係る委任状』を市へ提出後、補助金の受領について事業者（除却工事に係る契約を締結した請負者）に委任することが可能となります。

⑤ 請求書の提出、補助金の交付

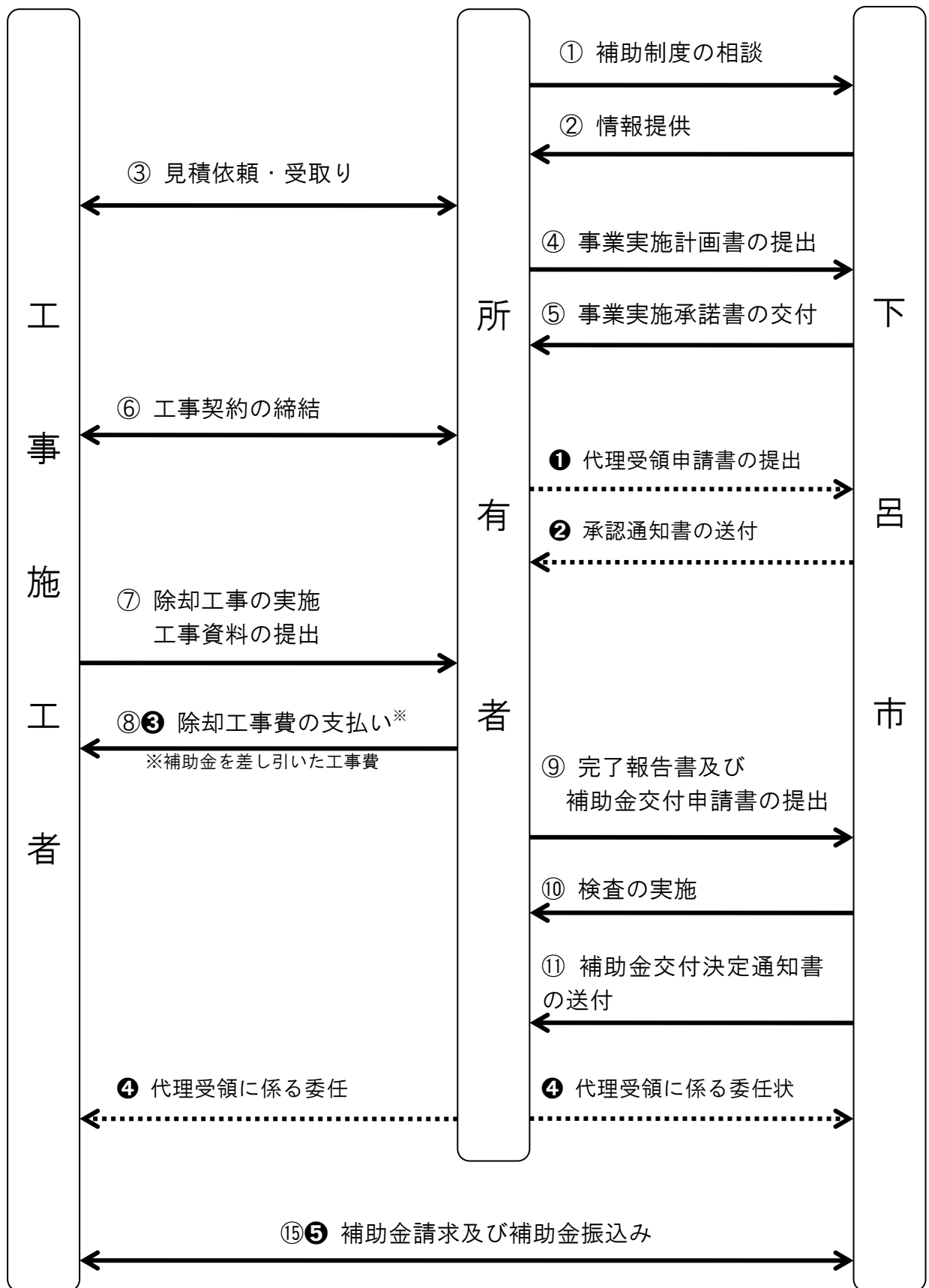
事業者より『補助金交付請求書』（様式第11号）を提出※ください。

※補助金代理受領制度をご利用される場合、補助金は事業者を支払われます。

【留意事項】

- ◆ 請求書が提出されてから補助金が振り込まれるまでに、日数を要する場合がありますので、ご了承おきください。

除却工事費補助事業の流れ



木造住宅除却工事費補助事業に関する窓口

〒509-2295 下呂市森 960 番地（下呂庁舎 1 階）

下呂市役所市民生活部住宅対策課

電 話：0576-24-2222（内線172）

FAX：0576-25-3250